

広島中央エコパーク  
自動販売機設置に係る土地一時賃貸借  
(入札後資格確認型一般競争入札)

# 入札案内書

令和6年10月  
広島中央環境衛生組合

この入札に参加される方は、事前に申し込みが必要です。  
お申し込みの際には必ずこの案内書をお読みください。

## 目 次

◇入札案内書.....	2
入札に付する事項.....	2
日程等.....	3
入札参加者の資格.....	3
入札参加申込み方法.....	4
入札参加申込みに必要な書類.....	4
契約上の主な条件.....	5
質問書の提出、回答方法.....	6
入札保証金の納付.....	7
入札及び開札の日時、場所.....	7
入札方法.....	7
入札の延期、中止及び無効.....	7
落札候補者の決定及び入札参加資格の確認審査等.....	8
入札参加資格確認に必要な書類.....	8
落札者の決定方法.....	9
契約の締結等.....	9
入札結果の公表.....	10
その他.....	10
問い合わせ及び書類提出先.....	10
◇関係法令（抄）.....	11
◇行政財産一時貸付契約書（案）.....	13
◇設置場所.....	22
◇（様式第1）入札参加申込書.....	23
◇（様式第2）入札書.....	24
◇（様式第3）委任状.....	25
◇（様式第4）質問書.....	26
◇（様式第5）入札参加資格要件確認申請書.....	27

# 入札案内書

この入札は法令、広島中央環境衛生組合（以下、「組合」という。）の条例、規則、規程の他、入札公告、入札案内書（以下「入札公告等」という。）によります。

この入札に参加を希望される方は、必ず現地を確認し、入札される行政財産の現状・現形を承知された上で、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

## （入札に付する事項）

### 1 貸付の内容

本件は、清涼飲料水等（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条による酒類及びその類似品を除く。）の自動販売機の設置場所として、組合の行政財産の一部を一定期間貸し付けるものです。

### 2 貸付を行う物件

（1）入札物件（一時貸付物件）は次のとおりです。

物件番号	施設	所在地	位置	貸付面積(m <sup>2</sup> )	最低貸付料 (円/月)
1	多目的監視棟	東広島市西条町上 三永 10759 番地 2	自動販売機置場	1.44 (幅 1.6m、 奥行 0.9m)	1,437 円
2	高効率ごみ発電施設	〃	1 階 ST 発電機室 東付近	1.44 (幅 1.6m、 奥行 0.9m)	
3	汚泥再生処理センター	〃	ランプウェイ下屋 外便所付近	1.44 (幅 1.6m、 奥行 0.9m)	

（2）貸付面積には、放熱スペース、回収ボックス、転等防止機器を含みます。

（3）現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で施設管理者の了承を得て、現地確認を行ってください。

### 3 貸付期間

令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間

### 4 入札方式

一般競争入札（入札後資格確認型）

本件は、入札の前には入札参加資格審査を行わず、落札候補者決定後に入札参加資格の審査を行います。

### 5 入札区分

本件は、紙入札です。所定の入札書を持参し、入札してください。

### 6 契約種別

貸付期間（3 年間）分の総価契約とします。

## (日程等)

日程等は次のとおりです。

項目	日程
入札案内書の配布 (受付時間)	令和6年10月11日から10月22日まで
入札参加申込み受付期間 (受付時間)	令和6年10月11日から10月23日正午まで (午前9時から午後5時まで。10月23日のみ正午まで)
質問書提出期限	令和6年10月25日
入札及び開札	令和6年11月1日 午後1時30分から
入札参加資格確認申請	令和6年11月6日 午後5時まで
契約の締結期限	令和6年11月12日

## (入札参加者の資格)

1 次に掲げる要件をすべて満たしている場合に参加することができます。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- オ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、組合、東広島市、竹原市又は大崎上島町の指名除外措置を受けている者
- カ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者
- キ 施行令第167条の4第2項に該当する者で、市長が入札に参加させないこととした者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事

実に基づき過大な額で行ったとき。

- (キ)前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ク 開札日の前日において、次の(ア)(イ)いずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納(以下「滞納額等」という。)がある者
    - (ア)入札参加を希望する者(法人又は個人事業者)
    - (イ)入札参加を希望する法人の代表者(個人)
  - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- (2) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機設置管理事業を行った実績を有する者。

### (入札参加申込み方法)

入札参加を希望される方は、入札参加の申込みが必要です。申込みにあたっては、入札公告等を熟読し、契約の条件、現地の現況等を確認の上、お申込みください。

#### (1) 入札案内書の交付

- ア 交付期間 公告の日から令和6年10月22日(火)
- イ 交付方法 組合ホームページからのダウンロードによる。

#### (2) 入札参加申込みの受付

- ア 受付期間 公告の日から令和6年10月23日(水)正午まで
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、10月23日のみ正午まで)
- ウ 申込方法 持参又は郵送による。

### (入札参加申込みに必要な書類)

#### 【必要書類】

番号	書類名	法人	個人	備考
1	入札参加申込書	○	○	様式第1(入札案内書23ページ)
2	履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本	○		
3	代表者印鑑証明書	○		
4	印鑑登録証明書		○	
5	国税の納税証明書	○		「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用
			○	「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額がない証明用
6	組合構成市町(東広島市、竹原市、大崎上島町)税の納税証明書(滞納のない証明)	○		組合構成市町内に本社又は事業所がある場合
			○	組合構成市町の市町民の場合

※番号2から番号6までの書類は、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

※番号3, 4の書類は、原本に限ります。

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

## (契約上の主な条件)

### 1 貸付契約の内容

(1) 本件一時貸付の契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）です。

(2) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、「自動販売機設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は借受人の負担とします。

(3) 保全義務等

借受人は、常に善良なる管理者の注意をもって本一時貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(4) 禁止事項

ア 指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません。

ウ 第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

オ 物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売することはできません。

(5) 資料の提出等

組合が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、組合は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず組合に協力しなければなりません。

(6) 一時貸付物件の引渡し及び変換

ア 一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状態です。

イ 返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(7) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置については、次のとおりとさせていただきます。

ア 使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

ウ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に設置し、設置後は、完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

エ 設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全対策に十分に配慮すること。

オ 電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

カ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

キ 上記ウの報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

(8) 自動販売機の販売品については、次のとおりとしてください。

ア 販売品は清涼飲料水等（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を除く。）とすること。ただし、施設管理者の許可を得た場合は、飲料以外の食品を販売することができる。

イ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(9) 自動販売機の販売品の売価は、借受人により任意に設定してください。

(10) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は、次のとおりとしてください。

ア 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。

イ 施設管理者の指示に従い、びん、缶、ペットボトル等を分別回収し、適正に処分すること。

(11) 上記(2)から(10)までの条件に違反した場合には、貸付料総額の100分の10に相当する額を違約金として組合に支払っていただきます。

## 2 貸付料

貸付料については、当該年度分の貸付料を、納入期限までに納入してください。ただし、納入期限日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日を納入期限日とします。

貸付料の総額（契約金額）は、落札金額に契約月数を乗じて得た金額となります。なお、貸付期間において1月に満たない月があるときは、その月の貸付料は、日割をもって算定するものとします。

## 3 電気料金の実費徴収について

(1) 借受人は、自動販売機に係る電気料（借受人が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）について、借受人の負担により使用量を計測するための子メーターを設置するものとし、借受人は、組合が算定した実費相当額を、納入期限までに納付してください。

(2) 電気料金の算定方法は次のとおりです。

電気料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）＝当該子メーターの表示する月電気使用量×当該月電気量料金単価を乗じて得た額

※ 上記により算出した額に円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。

## 4 売上実績等の報告

借受人は、当該月の売上実績（売上数量、金額等）及び電気使用量を翌月10日までに組合へ文書で報告してください。

なお、報告内容については、今後の入札内容において販売実績として公表することがあります。

### （質問書の提出、回答方法）

入札公告等の内容に質疑がある場合は、所定の様式（様式第4（入札案内書26ページ））に記入し、提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年10月25日(金)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日を除く)
- (3) 提出方法 担当課へファックスしてください。
- (4) 回答方法 令和6年10月29日(火)までに本組合ホームページ上に掲載します。

#### (入札保証金の納付)

- (1) 入札に参加しようとする方は、入札開始時刻30分前までに、見積金額(総額)の100分の5以上の額を入札保証金として納付してください。
- (2) 入札保証金には、利子は付しません。
- (3) 入札保証金は、次のいずれかに該当する場合は、組合に帰属します。
  - ア 落札者が契約を締結しないとき。
  - イ 参加者が入札に関し不正の行為をしたとき。
- (4) 入札保証金は、前号の規定により組合に帰属させる場合を除き、落札者に対しては契約の締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に還付請求書により返還します。

#### (入札及び開札の日時、場所)

- (1) 入札及び開札の日時 令和6年11月1日 午後1時30分から
  - (2) 入札及び開札の場所 広島中央エコパーク管理棟 1階会議室  
東広島市西条町上三永10759番地2
- ※ 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。
- ※ 入札参加者又はその代理人以外は入札(開札)会場への入室はできませんので、ご了承ください。

#### (入札方法)

- (1) 入札書  
入札書は、所定の様式(様式第2(入札案内書24ページ))を使用してください。
- (2) 入札方法
  - ア 入札書に記載する入札金額は、一時貸付物件3カ所分の1か月間の貸付料の合計金額を記載してください。
  - イ 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は受けません。
  - ウ 代理人が入札される場合は、委任状(様式第3(入札案内書25ページ))が必要となります。

#### (入札の延期、中止及び無効)

- (1) 入札の延期等  
本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合等、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。
- (2) 入札の無効  
次に掲げる入札は無効とします。



- ア 入札参加資格を有しない者のした入札
- イ 委任状の提出がない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
- エ 記名押印のない入札
- オ 入札金額の記載が不明確な入札又は金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- ク 同一事項の入札について、同一人が2通以上した入札
- ケ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札
- コ 最低貸付料の額に達しない金額で入札をしたとき。
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

**(落札候補者の決定及び入札参加資格の確認審査等)**

- (1) 開札の結果、予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札書を提出した方を落札候補者とします。  
当該落札候補者については、入札参加資格の確認に必要な資料の提出後、最終的な資格確認審査を行った上で落札者と決定します。
- (2) 入札参加資格の確認は、特別の定めがある場合を除き、開札日の前日を基準日とします。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に組合、東広島市、竹原市、大崎上島町のいずれかの競争入札参加資格の指名除外措置を受け、又はその他入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とします。
- (3) 資格確認審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の入札を無効とし、順次、入札価格の高い方を落札候補者として同様の審査を行い、落札者を決定します。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方は「くじ」引きを辞退することはできません。

**(入札参加資格確認に必要な書類)**

- (1) 落札候補者となった方は、入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）を提出してください。

**【資格要件確認資料】**

番号	書類名	法人	個人	備考
7	入札参加資格要件確認申請書	○	○	様式第5（入札案内書27ページ）
8	入札公告の日から過去3年間において、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置	○	○	行政財産使用許可書、契約書等のコピー

	した実績を有していることが確認できる書類。			
9	設置予定の自動販売機の仕様に関する書類	○	○	

(2) 提出方法 持参による。

(3) 提出部数 1部

(4) 提出期限 令和6年11月5日(火) 午後5時まで

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備をしてください。提出期限までに提出できない場合は、その方のした入札を無効としますのでご注意ください。なお、書類の提出にあたっては、次の事項によるものとします。

ア 資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

イ 提出した資格要件確認資料は、返却しません。

ウ 原則として、提出した資格要件確認資料の差し替え及び再提出は認めません。

エ 入札者が、自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としません。

#### (落札者の決定方法)

落札候補者が入札参加資格を有すると認識された場合は、当該落札候補者を落札者として決定します。

落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の高い順に同様の確認を行い、落札者を決定するものとします。

#### (契約の締結等)

##### (1) 契約の締結

資格確認審査により落札者として決定された方は、契約の締結期限日までに組合と自動販売機設置に係る土地一時賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。契約書（案）は、入札案内書13ページから22ページまでのとおりです。なお、契約は貸付期間の総価で行います。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に係る費用は、借受人（落札者）の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。この場合、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づき、今後3年間、組合の競争入札に参加できなくなることがあります。

##### (2) 契約保証金

ア 本件契約締結と同時に契約保証金として契約金額（貸付期間の総価）の10分の1以上（円未満切上げ）を納入していただきます。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、組合は本件契約を解除します。

この場合、納入された契約保証金は組合に帰属することになります。

**(入札結果の公表)**

入札結果については、その内容（物件所在地、落札金額、相手方）を公表します。

**(その他)**

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、法令等に定めるところによります。

**(問い合わせ及び書類提出先)**

本入札案内書に関する問い合わせ及び各種提出書類の受付は、次のとおりです。

〒739-0022

東広島市西条町上三永10759番地2

広島中央環境衛生組合 施設1課（広島中央エコパーク管理棟1階）

電話（082）426-0916                      FAX（082）426-0674

<https://www.hirochu-k.jp>

**【参考データ】**

○広島中央エコパークにおける従業員数（職員及び委託職員を含む。）

約60人

○来場者数

約20人/日（令和5年度）

○既設自動販売機の年間売上本数実績

約8,900本/年（令和5年度）

※ 記載している内容はあくまでも参考であり、今後の自動販売機の売上げ等を保証するものではありません。

## 地方自治法（抄）

### （行政財産の管理及び処分）抜粋

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

（4）行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

## 地方自治法施行令（抄）

### （一般競争入札の参加者の資格）抜粋

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

（6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

（7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例（抄）

### （事業者の責務）

第5条 事業者は、ポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、消費者に対する環境美化意識の啓発に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者のうち、容器入り飲料を製造する者は、空き缶等の散乱を防止するため、当該容器の再利用及び再資源化の可能な容器への転換に努めるものとする。

3 事業者のうち、容器入り飲料を販売する者は、容器入り飲料を販売する場所に回収容器を設置し、

空き缶等を散乱させないよう当該回収容器を適正に管理しなければならない。

## 賃貸借契約書（案）

1 件名 広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借  
（入札後資格確認型一般競争入札）

2 一時貸付物件

物件番号	施設	所在地	位置	貸付面積(m <sup>2</sup> )※
1	多目的監視棟	東広島市西条町上三永 10759 番地 2	自動販売機置場	1.44（幅 1.6m、奥行 0.9m）
2	高効率ごみ発電施設	//	1 階 ST 発電機室東 付近	1.44（幅 1.6m、奥行 0.9m）
3	汚泥再生処理センター	//	ランプウェイ下屋 外便所付近	1.44（幅 1.6m、奥行 0.9m）

※貸付面積は、貸付可能な面積とし、放熱スペース、回収ボックス、転等防止機器も設置面積に含む。

3 貸付料（契約金額） 金 （貸付期間（3年）分の総額） 円

4 貸付期間 令和6年12月1日から令和9年11月30日まで

5 契約保証金 金 （契約金額の10分の1以上（円未満切上げ）の額） 円

上記の一時貸付物件について、貸付人を広島中央環境衛生組合、借受人を \_\_\_\_\_ とし、「広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借（入札後資格確認型一般競争入札）入札案内書」（以下「入札案内書」という。）に基づき、貸付人及び借受人の間において、別紙「広島中央環境衛生組合自動販売機設置に係る土地一時賃貸借契約約款」により賃貸借契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。  
本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人及び借受人双方の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 東広島市西条町上三永10759番地2  
広島中央環境衛生組合  
管理者 高垣 廣徳

借受人 住 所  
氏 名

## 広島中央環境衛生組合自動販売機設置に係る土地一時賃貸借契約約款

### (目的)

第1条 この約款は、本件契約の履行について必要な事項を定めるものとする。

### (一時貸付物件の用途等)

第2条 借受人は、自ら一時貸付物件に自動販売機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行うものとする。

2 借受人は、一時貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

3 借受人は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して一時貸付物件を使用しなければならない。

#### (1) 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置

ア 自動販売機及び飲料容器等の回収容器が、使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 一時貸付物件が環境に配慮すべき自治体の公共施設内にあることに鑑み、省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

ウ 本契約書第4項の貸付期間（以下「貸付期間」という。）の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

エ 自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。

オ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

カ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

キ ウの報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

#### (2) 自動販売機の販売品

ア 販売品は飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除く。）とすること。ただし、施設管理者の了解を得た場合は、飲料以外の食品を販売することができる。

イ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

#### (3) 自動販売機及び販売品の個別条件

ア 自動販売機の仕様又は販売品について個別条件が付されているものは、その条件を履行すること。

イ 個別条件が付されている自動販売機又は販売品の取扱いについて必要な事項は、本件契約とは別にして、施設管理者と協議して定めること。

(4) 自動販売機の販売品の売価

販売品の売価は、借受人が任意に設定できること。ただし、標準小売価格を上回る価格での販売はしないこと。

(5) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収

ア 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。

イ 施設管理者の指示に従い、びん、缶、ペットボトル等を分別回収し、適正に処分すること。

(貸付料)

第3条 貸付料の支払いは、次の各号のとおりとする。

(1) 借受人は、別紙「納入通知額一覧表」において、納入年度の欄の区分に応じ納入通知額の欄に記載する貸付料を、貸付人に納入しなければならない。ただし、貸付期間において1月に満たない月があるときは、その月の貸付料は、日割りをもって算定するものとする。

(2) 貸付人は、第20条第1項第1号から第6号までに掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

(貸付料の改定)

第4条 貸付人は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

(自動販売機に係る電気料金の実費徴収について)

第5条 自動販売機に係る電気料金については、次の各号のとおりとする。

(1) 借受人は、自動販売機に係る電気料（借受人が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）について、借受人の負担により使用量を計測するための子メーターを設置するものとし、借受人は、貸付人が算定した実費相当額を、納入期限までに納付しなければならない。

(2) 電気量の実費相当額の具体的な算定方法は次のとおりとする。

電気料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）＝当該子メーターの表示する月電気使用量×当該月電気量料金単価を乗じて得た額

2 前項により算出した額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(売上実績等の報告)

第6条 借受人は、当該月の売上実績（売上数量、金額等）及び電気使用量を翌月10日までに貸付人に文書で報告するものとする。



(貸付料の延滞料)

第7条 借受人は、第3条第1号の納入期限日までに貸付料を納入しないときは、当該納入期限日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年14.6パーセントの割合で計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。)を延滞料として、貸付人に納入しなければならない。

(充当)

第8条 貸付人は、借受人が納入した金額をその名目いかににかかわらず、何ら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

2 貸付人は、前項の規定により借受人が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額等について借受人に書面により通知するものとし、借受人は、その通知を受けた日から30日以内に、貸付人の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務履行額の不足額を追加納入しなければならない。

3 借受人は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を貸付人に納入しなければならない。

(電気料金の延滞料)

第9条 借受人は、貸付人の請求する上記電気料金の実費相当額を納付期限までに納付しないときは、当該納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、当該遅延した電気料金の実費相当額の金額につき、年5パーセントの割合で計算した遅延利息を、納付しなければならない。

(契約保証金)

第10条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)として金(貸付料(契約金額)の10分の1以上(円未満切上げ)の額)円を貸付人に納入しなければならない。

2 第4条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額(円未満切上げ)と従前の契約保証金の額との差額を、当該増額の日から30日以内に貸付人に納入しなければならない。

3 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第21条第1項に規定する義務の履行(ただし書きを適用する場合を含み、第2号を適用する場合は第20条第1項第7号に該当するときに限る。)を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 貸付人は、第20条第1項（第7号を除く。）の規定により本件契約を解除したとき、又は借受人が第21条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

6 借受人は、前項の規定による本件契約の解除に伴い契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。

7 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

（一時貸付物件の引渡し）

第11条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態借受人に引き渡す。

2 前項の引渡しは、貸付人の立会いの上で行うものとする。

（かし担保責任）

第12条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

（禁止事項）

第13条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- (3) 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 自動販売機の販売品に酒類又はその類似品を入れること。

（修繕義務）

第14条 借受人の責めに帰する事由以外の事由により一時貸付物件の修繕を要するときは、貸付人及び借受人が協議してその経費の負担を決定するものとする。

（滅失又はき損の通知）

第15条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

（滅失又はき損の原状回復）

第16条 借受人は、その責めに帰する事由により一時貸付物件を滅失し、又はき損したときは、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

（保全義務等）

第17条 借受人は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全（貸付人及び借受人が協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

2 借受人は、前項の注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与

えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

(資料の提出等)

第18条 貸付人は、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべき資料の提出又は報告を借受人に求めることができる。

2 借受人は、貸付人から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第19条 借受人は、貸付期間中に、第2条、第13条、第17条及び前条に規定する義務に違反したときは、本契約書第3項に規定する貸付料(契約金額)の100分の10に相当する額(円未満切捨て)を違約金として貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は第22条第1項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第20条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

(1) 借受人が納入期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。

(2) 借受人が第11条に規定する禁止事項に違反したとき。

(3) 借受人が本件契約に定める義務を履行しないとき。

(4) 借受人の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。

(5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(借受人の取締役を含む。)によって、その申立てがなされたとき。

(6) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(7) 貸付人において、公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするとき。

2 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い、第10条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

3 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用を償還しない。

4 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

5 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することはできない。

6 第3項から前項までの規定は、第1項第7号に該当する場合は適用しないものとする。

(一時貸付物件の返還)

第21条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日

(2) 前条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日

2 前項の返還は、貸付人の立会いの上で行うものとする。

3 貸付人は、借受人が第1項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、借受人は、第10条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、当該滅失し、又はき損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 借受人は、第20条第1項第7号の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

3 借受人は、貸付人の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 借受人は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求し得ないものとする。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第25条 借受人は、その住所又は氏名(法人の場合にあっては所在地又は名称)に変更があったときは、すみやかに貸付人に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第26条 借受人は、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決する。

(自動販売機等の移設)

第27条 借受人は、一時貸付物件のある施設内の事務室の配置変更等に伴い、施設管

理者が指定した位置を変更せざるを得ないとの貸付人の判断に基づき、貸付人から自動販売機又は飲料容器等の回収容器の移設について請求を受けたときは、借受人の負担により、施設管理者が新たに指定する位置に当該自動販売機、飲料容器等の回収容器を移設しなければならない。

(疑義の決定)

第28条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、広島中央環境衛生組合契約規則（平成21年10月1日規則第17号）により例による東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）等によるほか貸付人及び借受人が協議の上、その内容を決定する。

(合意管轄)

第29条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(別 紙)

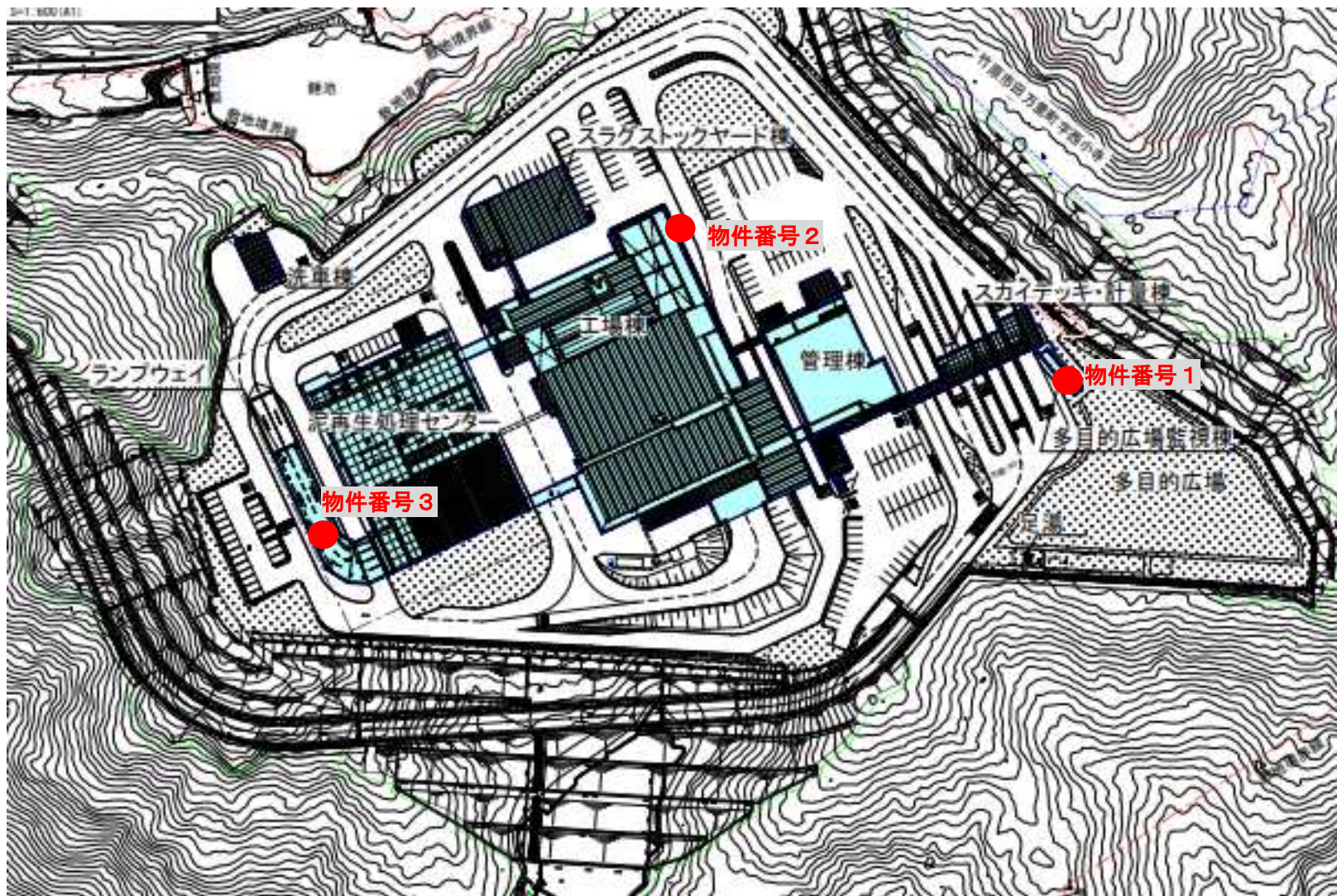
納入通知額一覧表 (案)

貸付期間	金額	納入期限日
令和6年12月分から 令和7年3月分まで	円	令和7年3月31日
令和7年4月分から 令和8年3月分まで	円	令和8年3月31日
令和8年4月分から 令和9年3月分まで	円	令和9年3月31日
令和9年4月分から 令和9年11月分まで	円	令和9年11月30日

設置場所

所在地

東広島市西条町上三永 10759 番地 2



(様式第1)

# 入札参加申込書

広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

申込者	住所又は 所 在	〒 - 電話 ( )
	ふりがな 氏名又は 法人名・ 代表者名	実 印

標記の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私は「広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借（入札後資格確認型一般競争入札）入札案内書」に記載された内容を全て承知の上、次のことを誓約します。

- ① 一般競争入札参加資格を満たす法人もしくは個人であること。
- ② 本申込書及び本申込みに必要な書類が全て事実と相違ないこと。

- 1 申込者は、「広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借（入札後資格確認型一般競争入札）入札案内書」の4ページ「(入札参加申込みに必要な書類)」に記載された書類を提出してください。
- 2 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。



(様式第2)

# 入 札 書

広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借（入札後資格確認型一般競争入札）

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

住 所

(所 在)

代表者又はその

代理人の氏名

印

「広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借（入札後資格確認型一般競争入札）入札案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

月額	金	円
----	---	---

※1 本入札書への記入にあたっては、必ず入札案内書をご確認ください。

2 入札金額は、一時貸付物件3カ所分の貸付料の合計金額（月額）を記載してください。入札金額を書き損じた入札書は無効とします。

(様式第3)

# 委任状

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

入札者 所在地  
(委任者) 商号又は名称  
代表者名

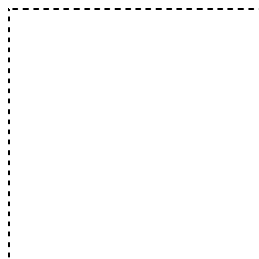
実印

物件名 広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借（入札後資格確認型  
一般競争入札）

私は、上記の物件について、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 代理人氏名

2 代理人が使用する印章



3 委任事項

上記の入札に係る一切の権限

(注意事項)

- (1) 本委任状は、入札者（代表者）本人が入札する場合には、記入する必要はありません。
- (2) 入札者（委任者）の印鑑は、必ず実印を使用してください。
- (3) 代理人（受任者）の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。

(様式第4)

質 問 書

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

Ⓜ

電 話 番 号 (      )      -  
担当者の氏名

件 名	広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借(入札後資格確認型一般競争入札)
履 行 場 所	東広島市西条町上三永10759番地2
業 務 担 当 課	施設1課
質 問 事 項	

(様式第5)

## 入札参加資格要件確認申請書

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

申請者 住所又は所在

商号又は名称 (法人のみ) \_\_\_\_\_ 印

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

「広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借（入札後資格確認型一般競争入札）」に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載した事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(添付書類)

- (1) 入札参加資格要件確認申請書
- (2) 入札公告の日から過去3年間において、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績を有していることが確認できる書類。（行政財産使用許可書、契約書等のコピー。）
- (3) 落札物件に設置する自動販売機の仕様（寸法等）に関する書類